

○群馬県警察の名誉師範等に関する訓令

平成 15 年 10 月 7 日

本部訓令甲第 18 号

群馬県警察の名誉師範等に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の名誉師範等に関する訓令

群馬県警察の名誉師範等に関する訓令（昭和 42 年群馬県警察本部訓令甲第 19 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、群馬県警察における名誉師範の称号の授与並びに柔道及び剣道の講師の嘱託に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考基準）

第 2 条 名誉師範は、群馬県警察の柔道又は剣道の指導者として勤務し、かつ、退職した者で、次の各号いずれにも該当するものから選考するものとする。

- (1) 人格及び識見がともに優れ、一般の模範となると認められる者
- (2) 柔道又は剣道の普及振興について、特に功績があった者
- (3) 警察本部長（以下「本部長」という。）から賞詞の表彰を受けた者

（上申）

第 3 条 警務部教養課長は、名誉師範の選考基準に該当する者がいるときは、次の事項を具備した名誉師範の称号授与上申書を本部長に提出するものとする。

- (1) 履歴書、身上及び勤務成績報告書
- (2) 柔道又は剣道の普及振興に寄与した業績の概要
- (3) その他参考となる事項

（称号の授与）

第 4 条 本部長は、前条の規定による上申に係る者が名誉師範として適任と認められる場合は、群馬県警察名誉師範の称号を授与するものとする。

2 称号の授与は、辞令（別記様式第 1 号）を交付して行うものとする。

（講師の嘱託）

第 5 条 本部長は、前条の称号を授与した者のうちから群馬県警察の柔道又は剣道の講師を嘱託するものとする。

2 講師の嘱託は、1 年間を単位として行う。

3 講師の嘱託は、嘱託書（別記様式第 2 号）を交付して行うものとする。

（称号等の取消し）

第 6 条 本部長は、名誉師範の称号を授与された者が禁固以上の刑に処せられたとき、又は名誉師範にふさわしくない言動若しくは非行のあったときは、その称号を取り消すことができる。この場合において、称号が取り消された者が講師に嘱託されているときは、当該講師を解職するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の群馬県警察の名誉師範等に関する訓令の規定により名誉師範の称号を授与され、又は講師に嘱託された者は、この訓令の規定により名誉師範の称号を授与され、又は講師に嘱託された者とみなす。

別記様式省略